

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 古川消防署

監査実施期日：令和5年4月24日

監査結果報告：令和5年5月11日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外命令簿において、時間外勤務の150/100の時間数の集計に誤りが見受けられたので、勤務状況報告書の超過勤務時間と併せて訂正し、時間外勤務手当支給誤りのため追給及び戻入処理をされたい。(R4・古川) <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>4 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助隊用皮手袋購入において、起案日が6月1日に対して決裁日が7月26日となっていた。決裁まで2か月弱が経過していることから、速やかな決裁手続を行い、契約事務の透明性、公平性の確保の観点から適正に事務処理されたい。(R4・古川) <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正し、追給、戻入の処理を行いました。 ・ 職員へ周知徹底しました。以後適正に処理します。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。